

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第 24 条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成 16 年6月 21 日
【事業年度】	第8期（自 平成 14 年4月1日 至 平成 15 年3月 31 日）
【会社名】	デジタルアーツ株式会社
【英訳名】	Digital Arts Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 道具 登志夫
【本店の所在の場所】	東京都港区北青山三丁目6番 16 号
【電話番号】	03-5485-1340(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 後藤 茂
【最寄りの連絡場所】	東京都港区北青山三丁目6番 16 号
【電話番号】	03-5485-1340(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経理本部長 後藤 茂
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目6番 10 号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成 15 年 6 月 26 日付で提出した有価証券報告書第 8 期(自平成 14 年 4 月 1 日至平成 15 年 3 月 31 日)の財務諸表についての「監査報告書」につき一部訂正を要する箇所がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第 8 期 監査報告書

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_線で示しております。

(訂正前)

## 独立監査人の監査報告書

平成 15 年 6 月 25 日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ⑩  
関与社員

関与社員 公認会計士 小 林 昌 敏 ⑩

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益処分計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成 15 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(訂正後)

## 独立監査人の監査報告書

平成 15 年 6 月 25 日

デジタルアーツ株式会社

取締役会 御中

### 三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 杉 田 純 ⑩  
関与社員

関与社員 公認会計士 小 林 昌 敏 ⑩

当監査法人は、証券取引法第 193 条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているデジタルアーツ株式会社の平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの第 8 期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、損失処理計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、デジタルアーツ株式会社の平成 15 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。